

湊川短期大学における公的研究費監査手順に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等（以下「公的研究費」という。）について、湊川短期大学（以下「本学」という。）における監査の質の維持のため、監査の手順を定める。

(監査対象の選択)

第2条 本学における公的研究費の執行は全件、公的研究資金執行部門が実施しているので以下の条件でサンプルを決めて詳細確認を実施する。

(1) 監査対象研究者の選出

- ① 1つの業者に対して100万円以上の発注、または25件以上の発注があった研究者
- ② 発注金額の50%以上が1月から3月に集中している研究者
- ③ ①②の該当者がいなければ、執行金額が最も高額な研究者

(2) 監査項目の選出

(1)で選出した研究者について以下の項目について確認する

- ① 物品の購入について全ての購入品を現物確認するか、本人以外が納品確認していることを確認する。
- ② 出張については交通機関（バスや鉄道の普通運賃を除く）及び宿泊の領収書の確認。目的が学会等であれば開催案内やプログラムのコピーの添付で実際に学会が開催されたことを確認する。個人との面談や打合せであれば相手の氏名・連絡先が記載されていることを確認し、必要に応じて連絡をとり出張の事実を確認する。
- ③ 人権費・謝金については日当や時間単価が妥当かどうか確認する。受領者の氏名・連絡先が記載されていることを確認する。必要に応じて受領者と連絡をとり、受取金額を確認する。
- ④ ソフトウェア等の開発・作成については発注仕様書と発注契約書を確認する。また、試験成績書などソフトウェアが納品され、正常動作することを確認したエビデンスを確認する。必要に応じて研究者に製品が納入されていることや正常動作することを客観的に説明するよう要求する。
- ⑤ 装置の保守・点検については公的研究費執行部門が立会をしなかった案件について、修理記録や点検記録または校正証明書などを確認する。

(監査手順の見直し)

第3条 予算執行に関する前年度のモニタリングの結果、不正や不正に関するリスクが顕在化した事例がある場合または、公的機関の発表する不正の事例で同様の不正が発生する可能性がある場合は監査手順の見直しを行うものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。